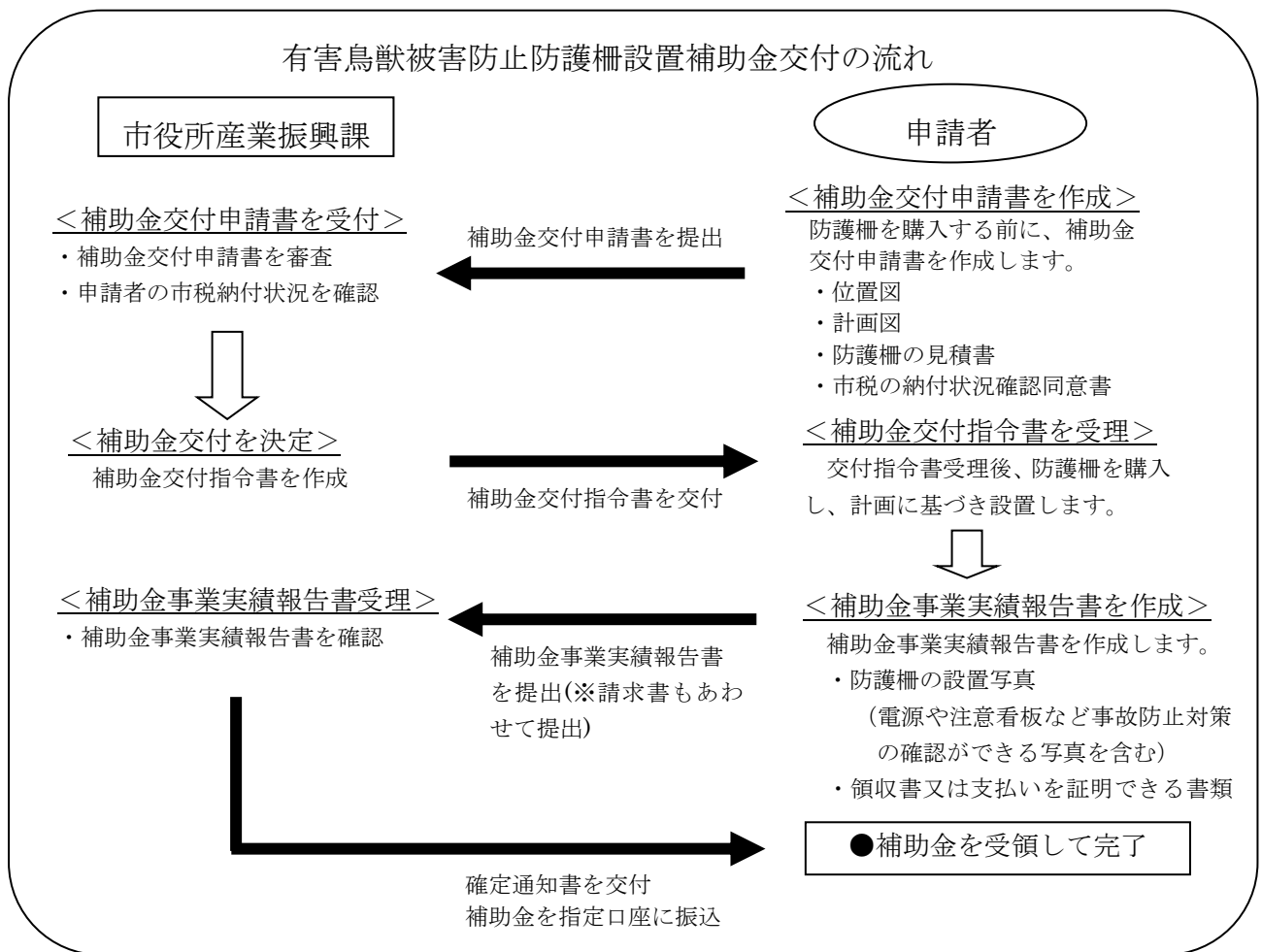


# 有害鳥獣被害防止防護柵設置補助金

## <概要>

1. 対象となる防護柵  
バッテリー等の電源による電柵、シート、トタン、金網又はネット等による防護柵
2. 補助金交付対象経費  
防護柵の購入に要する費用とし、設置に関する工事費は含まないものとする。
3. 補助金交付対象者  
市内に住所を有し、市内に所有又は耕作する農地に防護柵を設置しようとする個人又は法人で、市内業者から防護柵を購入した者とする。  
※市税の滞納がある方は補助を受けることはできません。
4. 補助金の額  
防護柵一式の購入額の2分の1とし、上限を15,000円とする  
(※ 100円未満の端数は切り捨てた額となる。)

## 有害鳥獣被害防止防護柵設置補助金交付の流れ



## 注意事項

電気柵を設置する際は以下の注意点を守り、感電防止のための適切な措置を講じてください。

1. 電気柵を設置した場所には、人が見やすいように適切な間隔で危険表示板を設置すること。
2. 電気柵の電気を、家庭用電源など30ボルト以上の電源から供給する際は、電気用品安全法の適用を受ける電気柵用電源装置を使用すること。
3. 上記2の場合において、公道沿いなど人が容易に立ち入ることのできる場所に電気柵を設置する場合は、危険防止のために漏電遮断器を設置すること。
4. 電気柵の電路には、容易に開閉できる箇所に開閉器を設置すること。